

防災のボランティアの輪を広げよう!

防災とボランティア週間
1月15日(木)～21日(水)

平成7年の阪神・淡路大震災から今年で14年、当時全国から1日約2万人ものボランティアが被災地に駆けつけました。その多くが救援物資の搬入・搬入、炊き出しなどさまざまなボランティア活動を行い、被災者の力となりました。市は、災害時の円滑なボランティア活動推進のため、三鷹市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しています。社会福

祉協議会は、この協定に基づき、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、災害ボランティアセンターを設置するなど市と連携し活動します。みなさんも防災のボランティアの輪に加わってみませんか。
☎ 防災課 ☎ 内線2283

ボランティア登録・登録後の流れ

災害時

- 大規模災害発生
- 「災害ボランティアセンター」設置
- 災害時ボランティア受付登録
- 災害時ボランティア活動の実施

平常時

- 災害ボランティア希望者登録
- 災害ボランティア養成講座の連絡
- 講座により知識・技術の習得
- 各種防災訓練への参加



三鷹市社会福祉協議会
みたかボランティアセンター
所長 吉原 勝

「災害ボランティア」にぜひ登録を

災害ボランティアセンターの活動を支えるためには、センターを運営するスタッフや地域で避難所の手伝いや屋内外の片づけなどに労力を提供して下さる方など、多くのボランティアが必要となります。ボランティアセンターでは、平常時から災害ボランティア希望者の登録を受け付けています。登

録して下さった方々には、災害ボランティア養成講座などの情報を提供します。また、災害時にボランティア登録をご希望の方は、災害ボランティアセンターにご連絡ください。ボランティアの登録および登録後の流れは右図の通りです。地域防災力の向上のためにも、ぜひ平常時からのボランティアへの登録をお願いします。
☎ ボランティアセンター ☎ 76-1271



月額使用料・通信料は無料で、緊急災害情報が受信できます

☎ 防災課 ☎ 内線2283

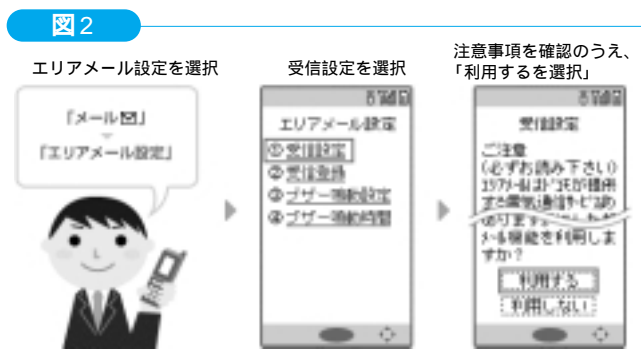
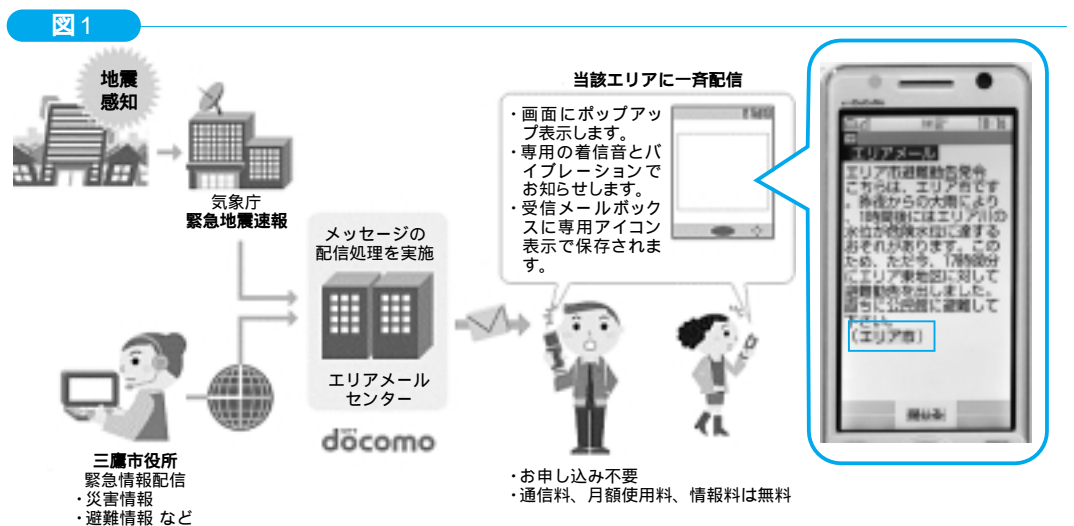
市では平成20年12月15日午前0時から、NTTドコモの緊急速報「エリアメール」を活用した、緊急災害情報配信サービスを開始しました。受信者の月額使用料や通信料は無料です。

これは市内のNTTドコモの携帯電話に対して、気象庁が発信する緊急地震速報および市役所が発信する台風・大雨や避難等の緊急性の高い災害・避難情報(大雨洪水警報・雷注意報、避難勧告等)をメールで配信するものです(図1参照)。特殊な通信方式を採用しているため、災害時に回線が繋がりにくくなるのが少なく、多数の相手に同時に送信できますが、圏外や通信中の場合は受信できなくなります。

現在、受信できる携帯電話は一部の機種に限られていますが、対応機種で受信設定されている方は、市内の在住者に限らず、市内全域で受信することができます。

受信設定方法は、図2のとおりです。対応機種および受信設定方法などの詳細は、NTTドコモの窓口にお問い合わせいただくか、<http://www.nttdocomo.co.jp/service/anshin/areamail/>をご覧ください。

また、現在このようなサービスの提供はNTTドコモ一社ですが、今後、他の携帯電話会社から同様なサービスが提供された場合には順次対応する予定です。



携帯電話のエリアメール設定について
905i、705iシリーズ以降に発売されたエリアメール対応機種をご利用の方は、あらかじめ携帯電話のエリアメール設定で、受信設定を行ってください。NTTドコモへのサービス利用申し込みは不要です。
画面はイメージです。機種によって異なります。

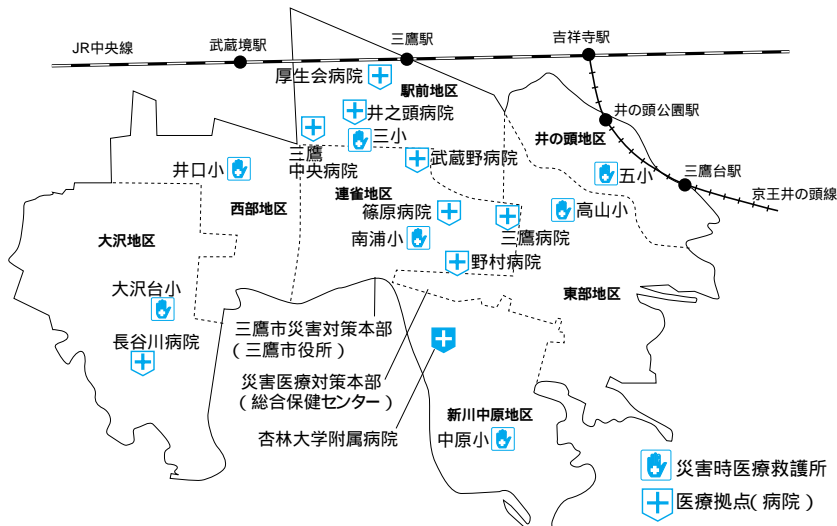
ご存じですか？ 災害時医療救護体制

診療所を閉院し、災害時医療救護所と医療拠点(病院)に医療を集中します

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、限られた医療スタッフや医薬品を最大限活用し、効率的な医療活動を行うため、市内7カ所の災害時医療救護所と8カ所の医療拠点に医師や看護師などが集まり、医療活動に従事し、診療所は閉院となります。

命にかかわる重傷者は医療拠点へ、それ以外の方は最寄りの医療救護所で治療を受けてください。
☎ 災害時医療救護所 三小・五小・大沢台小・高山小・南浦小・中原小・井口小
☎ 医療拠点(病院) 厚生会病院・武蔵野病院・三鷹病院・篠原病院・野村病院・井之頭病院・三鷹中央病院・長谷川病院
☎ 杏林大学附属病院は東京都の災害拠点病院に指定されるとともに、市の後方医療施設として位置づけられています。

☎ 防災課 ☎ 内線2283



住宅用火災警報器を設置しましたか？

東京都火災予防条例により、新築・改築住宅への火災警報器の設置が義務付けられていますが、平成22年4月1日からは、すでにお住まいの住宅への設置も義務化されます。

住宅用火災警報器は火災の早期発見に有効です。先日、市内で発生した火災でも、住宅用火災警報器を設置していたことで早期発見・消火ができ、被害を最小限に食い止めることができました。

住宅用火災警報器は必ず設置しましょう。
☎ 三鷹消防署 ☎ 47-0119

第55回文化財防火デー

山本有三記念館で消防演習を行います。
☎ 1月22日(木) 午前10時～10時30分
☎ 同館 ☎ 42-6233、三鷹消防署 ☎ 47-0119